

令和 5年 6月 29日

広域振興局長

提出者 ケミコン東日本株式会社 岩手工場
 住所 〒024-0073 岩手県北上市下江釣子14地割40番地1
 氏名 工場長 菊池 浩二

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

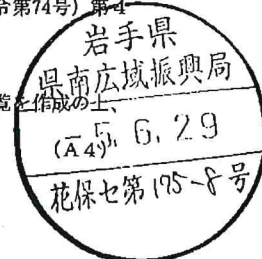
主たる工場又は事業場の名称	ケミコン東日本株式会社 岩手工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県北上市下江釣子14地割40番地1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	3,241 kL	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
ケミコン東日本(株) 岩手工場 (旧岩手工場・コイル技術部)	〒024-0073 岩手県北上市下江釣子14地割40番地1	2,792 kL
ケミコン東日本(株)岩手工場製造3課	〒024-0074 岩手県北上市滑田20地割90-4	434 kL
ケミコン東日本(株) 岩手西工場 (旧西工場)	〒024-0332 岩手県北上市和賀町堅川目1地割1-77	15 kL

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

二酸化炭素排出量 (令和4年度使用量)

エネルギー使用量			二酸化炭素の排出状況			
項目	使用量 (A)	原油換算量 (kℓ)	排出係数(B)	排出量 (A×B) (t-CO2)		
原油 (コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO2/kℓ			
原油のうちコンデンセート (NGL)	kℓ		2.38 t-CO2/kℓ			
揮発油	3.0 kℓ	3	2.32 t-CO2/kℓ	7.1		
ナフサ	kℓ		2.24 t-CO2/kℓ			
灯油	112.9 kℓ	107	2.49 t-CO2/kℓ	281.0		
軽油	2.4 kℓ	2	2.58 t-CO2/kℓ	6.2		
A重油	kℓ		2.71 t-CO2/kℓ			
B・C重油	kℓ		3.00 t-CO2/kℓ			
石油アスファルト	t		3.12 t-CO2/t			
石油コークス	t		2.78 t-CO2/t			
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	4.8 t	6	3.00 t-CO2/t	14.5	
	石油系炭化水素ガス	千m ³		2.34 t-CO2/千m ³		
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t		2.70 t-CO2/t		
	その他可燃性天然ガス	千m ³		2.22 t-CO2/千m ³		
石炭	原料炭	t		2.61 t-CO2/t		
	一般炭	t		2.33 t-CO2/t		
	無煙炭	t		2.52 t-CO2/t		
石炭コークス	t		3.17 t-CO2/t			
コールタール	t		2.86 t-CO2/t			
コークス炉ガス	千m ³		0.85 t-CO2/千m ³			
高炉ガス	千m ³		0.33 t-CO2/千m ³			
転炉ガス	千m ³		1.18 t-CO2/千m ³			
その他の燃料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO2/千m ³		
	()	()		0.00 t-CO2/()		
	()	()		0.00 t-CO2/()		
産業用蒸気	GJ		0.06 t-CO2/GJ			
産業用以外の蒸気	GJ		0.06 t-CO2/GJ			
温水	GJ		0.06 t-CO2/GJ			
冷水	GJ		0.06 t-CO2/GJ			
小計		118		308.8		
電気	電気事業者	昼間買電	7607.4 千kWh	1,957	0.488 t-CO2/千kWh	3,712.4
		電気需要平準化時間帯	4667.2 千kWh	1,201		
		夜間買電	4870.6 千kWh	1,166	0.488 t-CO2/千kWh	2,376.9
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO2/千kWh	
		自家発電	千kWh			
小計	12,478 千kWh	3,123		6,089.3		
合計			3,241		6,398.1	
※ 燃料を用いて自家発電した電気のうち、他社に販売した量	千kWh			t-CO2/千kWh		
合計					6,398.1	

- 備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。
- 4 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。
- 5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

「資源投入量」原単位低減の取組みにおいて前年度比1%以上改善を目標とする。

【具体的な取組】

○省エネルギー

- ・照明: 蛍光灯をLEDへ更新する。また、就業時間外の消し忘れ確認や、消灯可能エリアはこまめに消灯を実施する。
- ・空調機: 高効率機器への更新。及び熱交換器を定期的に清掃し、目詰まり防止を図る。
- ・空気圧縮機: 高効率機器への更新。エア漏れ補修による電力費削減。
- ・生産設備: 停止時の動力モーター停止。
- ・社有車にハイブリッド車、又は電気自動車を導入しガソリン消費の低減を図る。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・弊社にとっても有用な再生可能エネルギー設備の導入を模索する。
- ・再エネ設備または再エネ由来電力により、使用電力量全体の5%程度を補う事を目指す。
- ・2022年度に導入した太陽光発電式街路灯について、今後も導入拡大を検討する。

○自動車利用抑制

- ・社有車を使用する際に、目的地が同じなどの場合は乗り合いとし極力利用を抑える。
- ・公共交通機関の利用を推進する。

○輸送の合理化

- ・緊急の場合を除き、可能な限りまとめて入荷・出荷する。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・更新を必要とする設備について、予算化し中長期での更新計画に基づいて更新する。

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・毎月開催している環境委員会で、各目標管理項目(省エネ、省資源他)の実績を報告確認。
- ・毎月開催している設備会議で、予算が必要な各投資項目や設備改修の計画・実施・進捗を報告確認。

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・1997年に国際規格ISO14001を取得し、省エネをはじめ環境管理活動を継続、推進している。
- ・「いわて地球環境にやさしい事業所」4つ星認定。CO2発生を抑制する活動を継続、推進している。

別紙 その2 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

自 動 車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	()	ℓ	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	()	kWh	0.488 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	()			kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

【具体的な取組】

エコドライブ

輸送の合理化

電動車

自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項